

広島県選挙管理委員会告示第三十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、廿日市市選挙管理委員会から報告があつた。

令和三年四月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	指定年月日
宮島まちづくり交流センター	廿日市市宮島町 412 番地	令和 3 年 4 月 1 日
宮島まちづくり交流センター杉之浦	廿日市市宮島町 993 番地 1	令和 3 年 4 月 1 日